

報 告 第 1 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年2月25日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和6年度新居浜市一般会計補正予算（第7号）

報 告 第 2 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年2月25日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 2 号

損害賠償の額の決定について

公用車の交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年1月31日

新居浜市長 古川 拓哉

1 損害賠償の額 123万2,000円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

令和6年7月23日午前9時5分頃、市道大生院船木線 (省 略)

において、東進中の公用車が、対向車と行き違うため左に寄った際、相手方家屋の軒に接触し、破損させた。

議案第1号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定する。

令和7年2月25日提出

新居浜市長 古川 拓哉

認定する路線

路線 番号	路線名	起 終 点 点	経 過 地
1161	中西町1番1号線	中西町1824番11地先から中西町1824番15地先まで	市道角野中学校南通り線から南へ中西町1824番15地先まで
1162	中西町1番2号線	中西町1825番10地先から中西町1825番8地先まで	中西町1825番10地先から西へ中西町1825番8地先まで
1163	庄内町三丁目10番線	庄内町三丁目541番7地先から庄内町三丁目541番12地先まで	市道久保田庄内線から北へ庄内町三丁目541番12地先まで
1164	政枝町二丁目3番1号線	政枝町二丁目134番4地先から政枝町二丁目22番9地先まで	市道神明土橋線から東へ政枝町二丁目22番9地先まで
1165	政枝町二丁目3番2号線	政枝町二丁目22番12地先から政枝町二丁目22番10地先まで	政枝町二丁目22番12地先から北へ政枝町二丁目22番10地先まで
1166	宇高町四丁目3番線	宇高町四丁目1427番1地先から宇高町四丁目1427番6地先まで	市道新田松神子線から北へ宇高町四丁目1427番6地先まで
1167	船木国領1号線	船木字国領甲4680番2地先から船木字国領甲4680番2地先まで	市道桧の端上原線から南へ船木字国領甲4680番2地先まで
1168	北内町一丁目6番1号線	北内町一丁目2171番1地先から北内町一丁目2170番6地先まで	市道駅裏角野線から東へ北内町一丁目2170番6地先まで
1169	政枝本郷線	政枝町三丁目385番2地先から本郷一丁目897番1地先まで	一般県道新居浜港線から南へ一般国道11号新居浜バイパスまで

1170	本郷北筋線	本郷一丁目879番2地先から本郷一丁目835番2地先まで	一般国道11号新居浜バイパスから南へ一般県道新居浜港線まで
1171	横水町8番1号線	横水町277番2地先から本郷一丁目931番3地先まで	一般県道新居浜港線から南へ本郷一丁目931番3地先まで
1172	横水町8番2号線	横水町277番1地先から横水町937番1地先まで	一般県道新居浜港線から南へ横水町937番1地先まで

提案理由

道路法第8条第2項の規定により、本市における未認定道路を市道に認定するため、本案を提出する。

参照条文

道路法（昭和27年法律第180号）抜粋

（市町村道の意義及びその路線の認定）

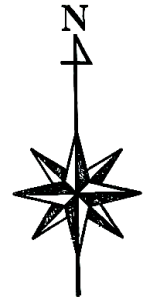
第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 （省 略）

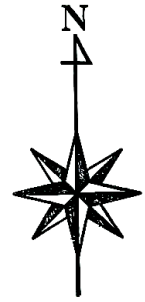
認定路線位置図

1161 中西町1番1号線



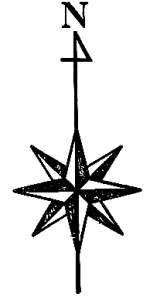
認定路線位置図

1162 中西町1番2号線



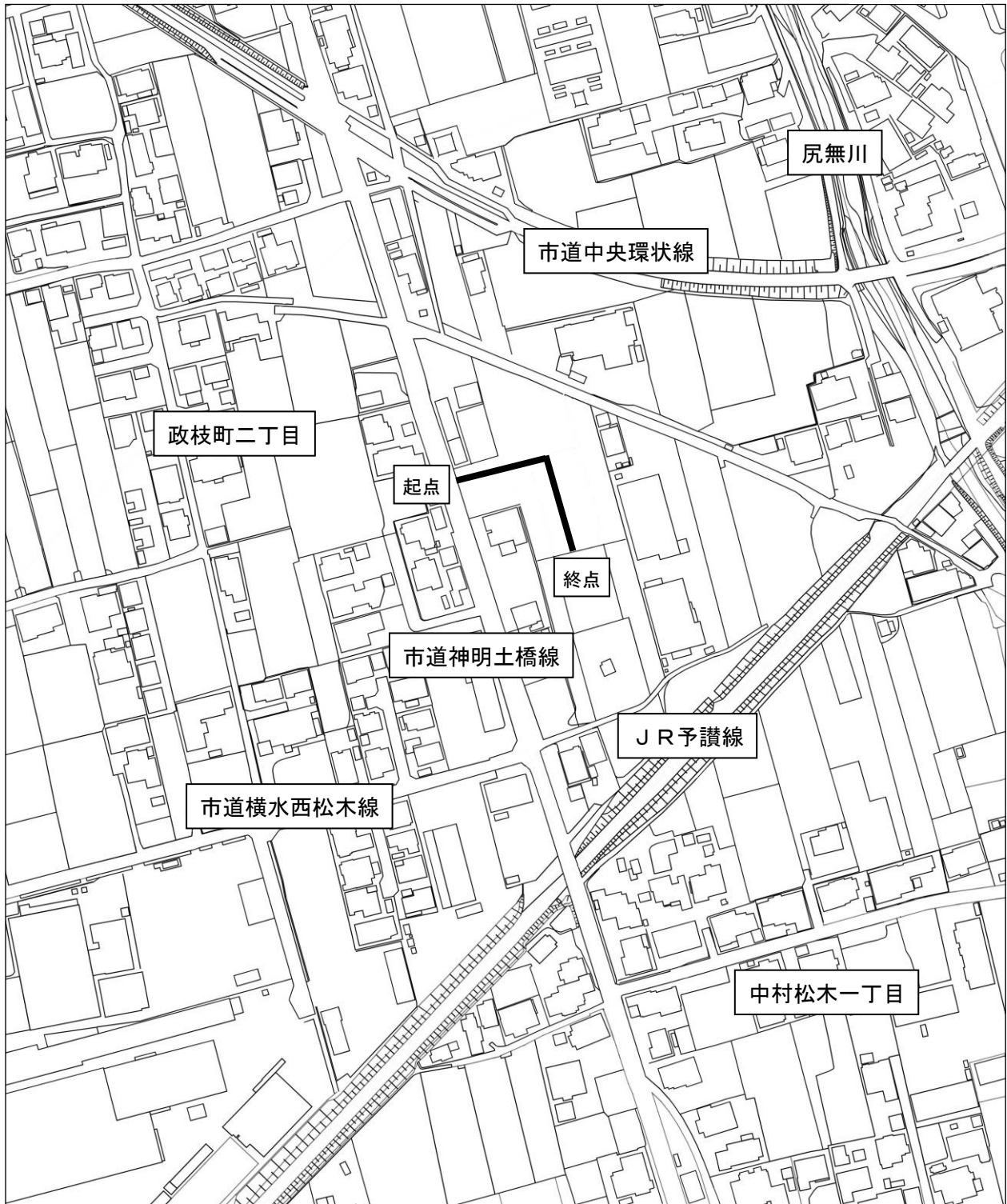
認定路線位置図

1163 庄内町三丁目10番線



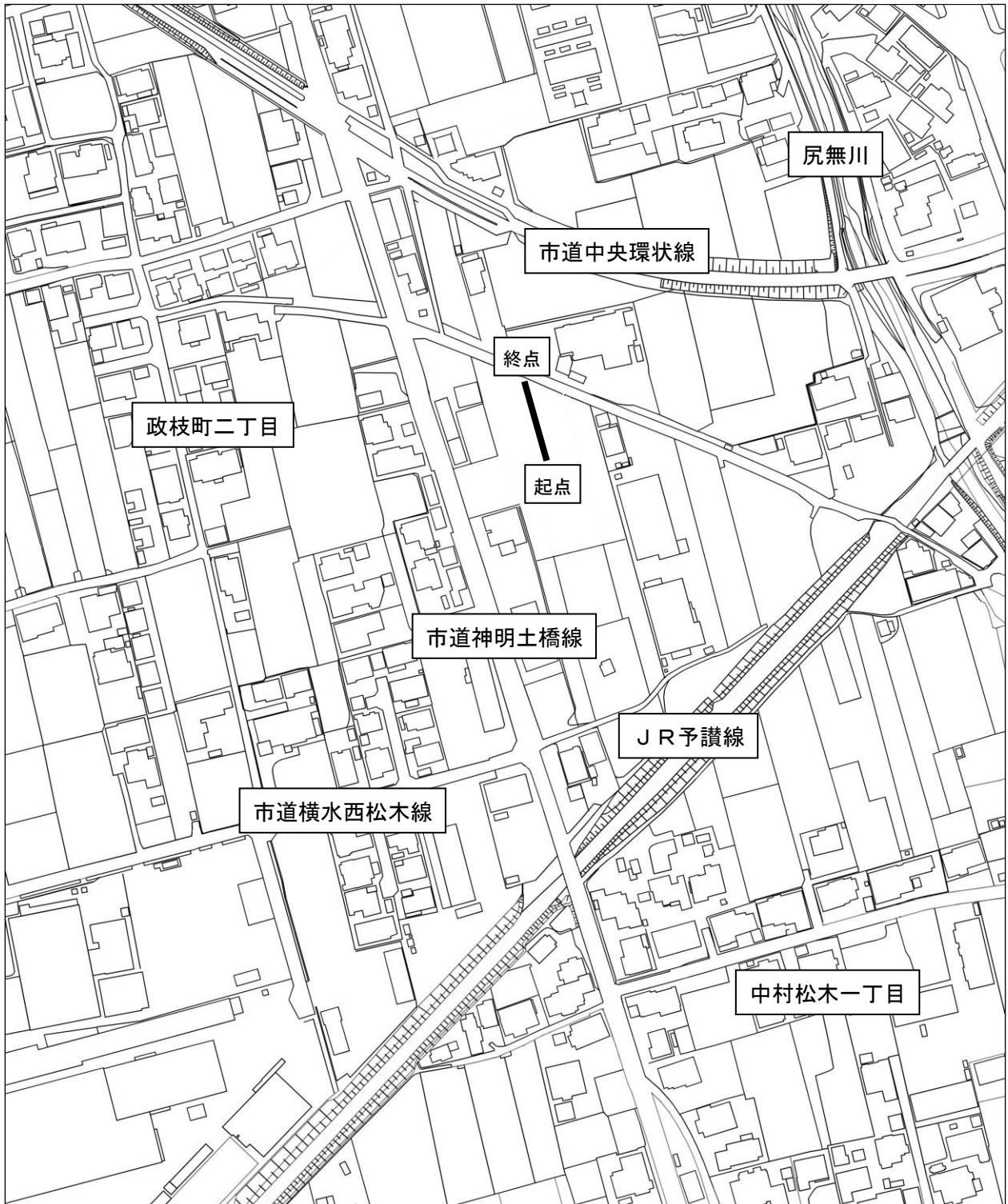
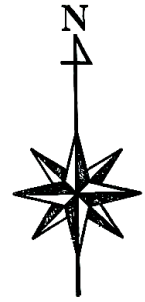
認定路線位置図

1 1 6 4 政枝町二丁目 3 番 1 号線



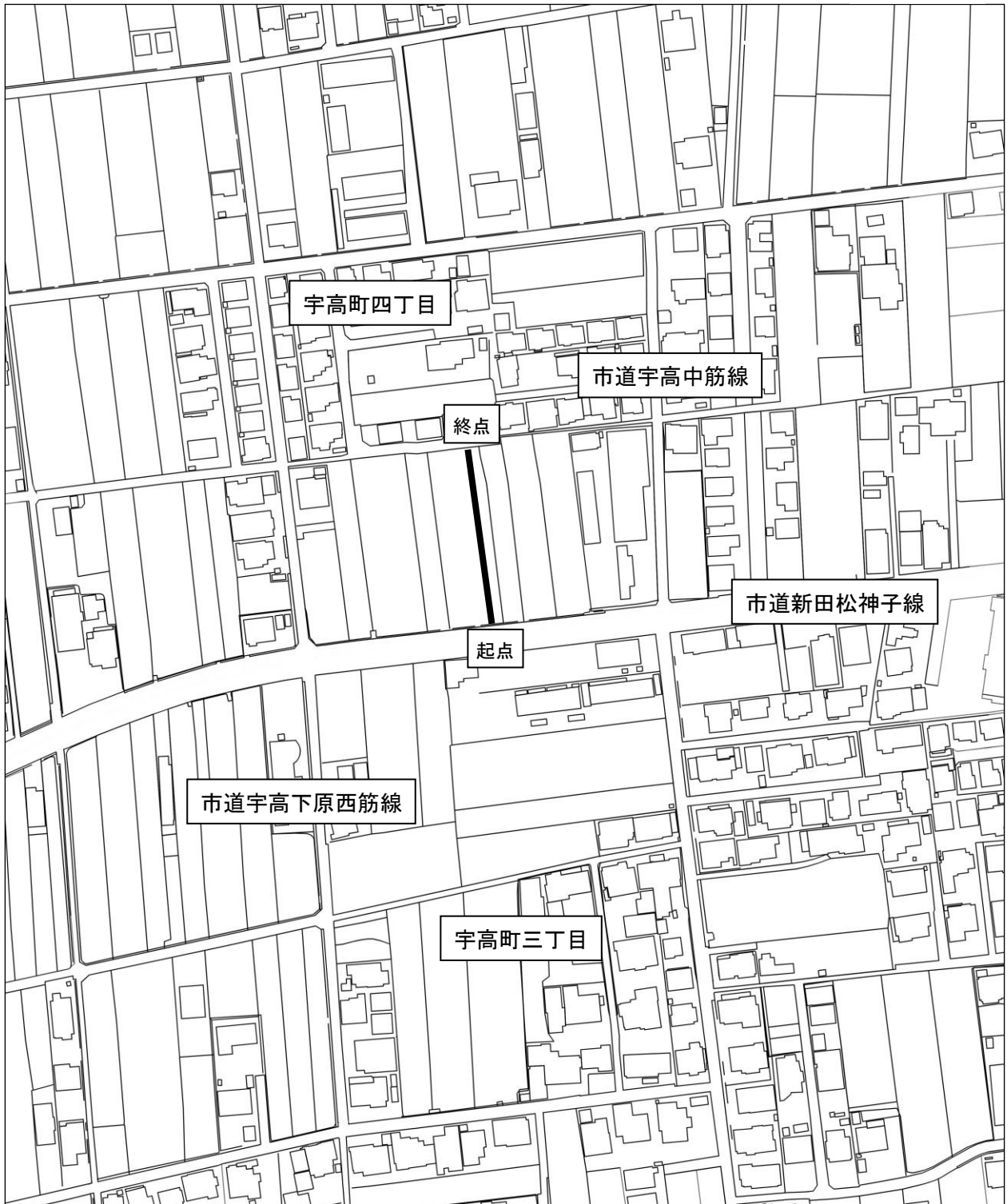
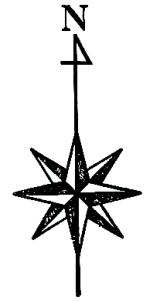
認定路線位置図

1 1 6 5 政枝町二丁目 3 番 2 号線



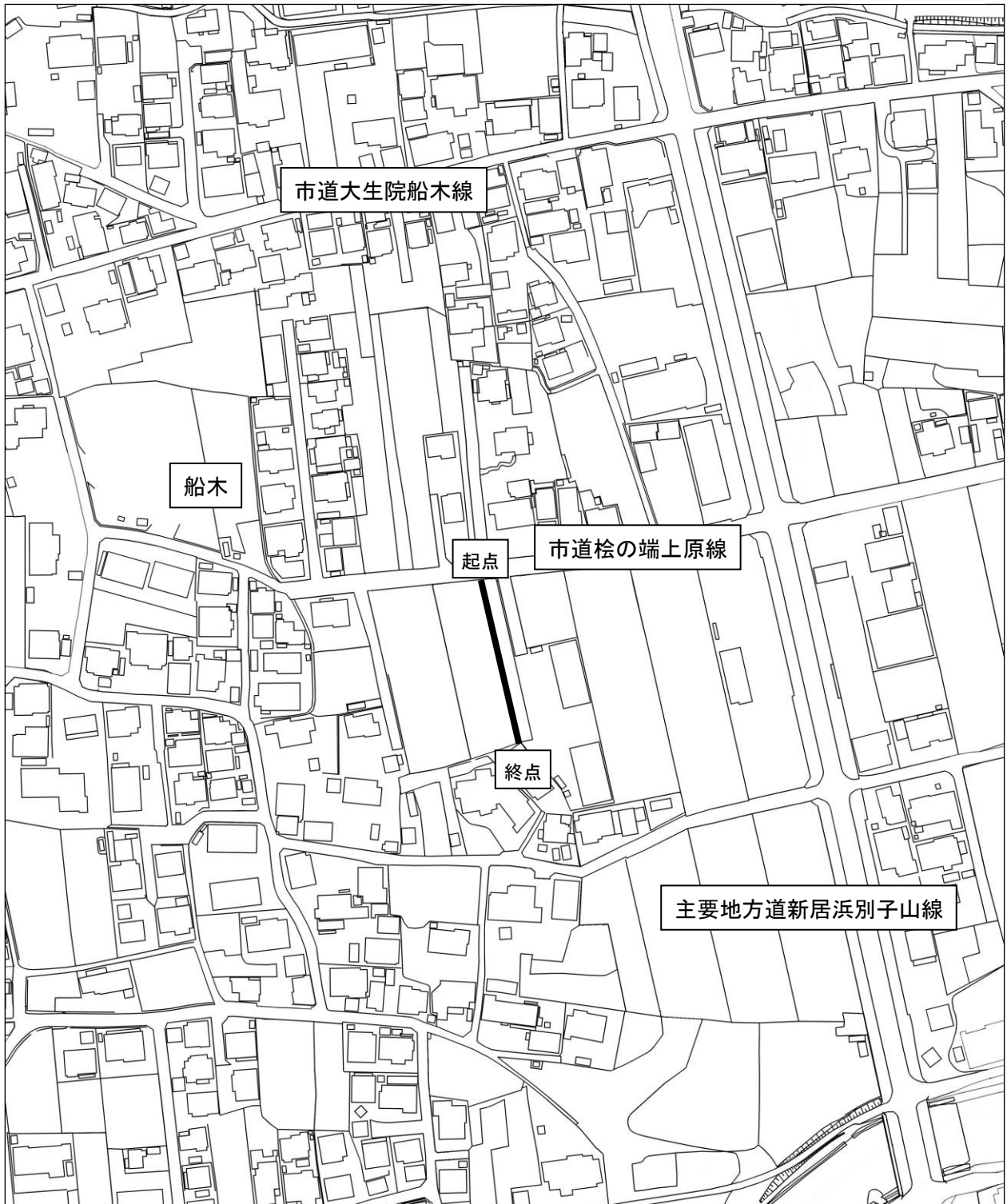
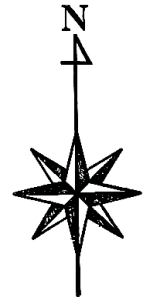
認定路線位置図

1 1 6 6 宇高町四丁目 3 番線



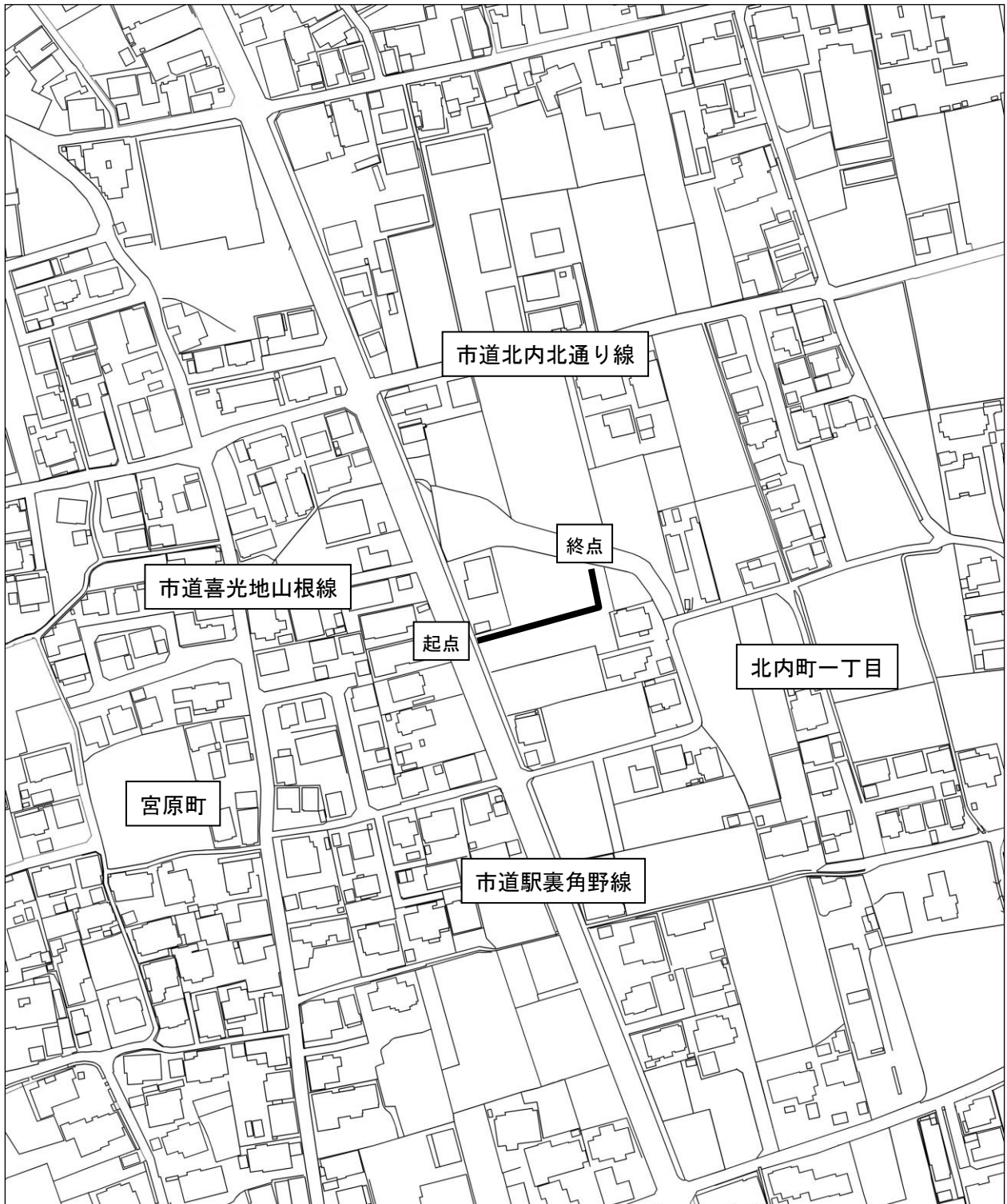
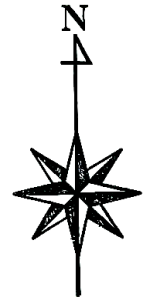
認定路線位置図

1167 船木国領1号線



認定路線位置図

1 1 6 8 北内町一丁目 6 番 1 号線



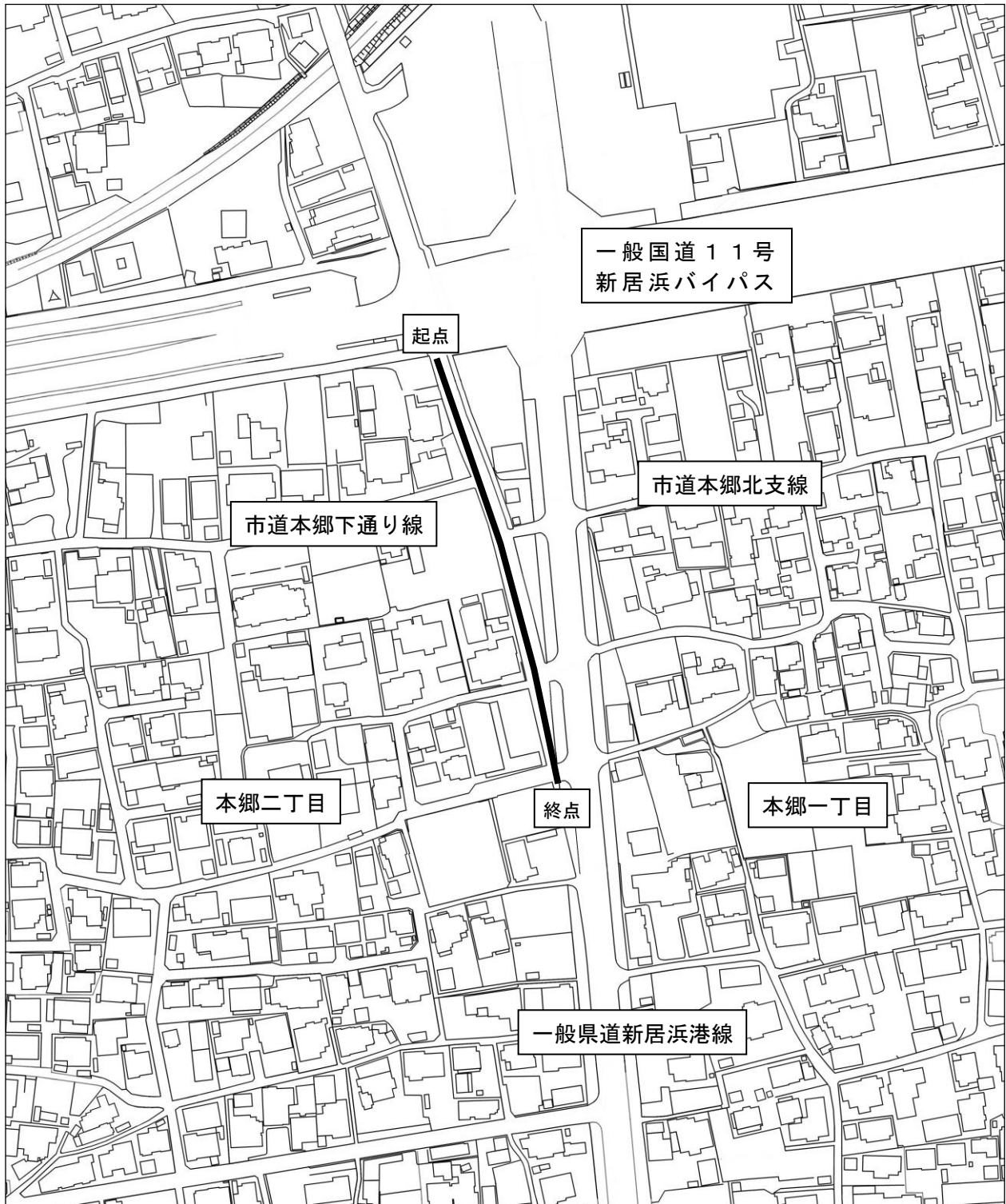
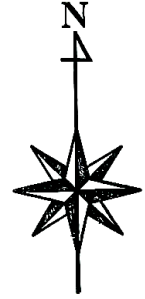
認定路線位置図

1169 政枝本郷線



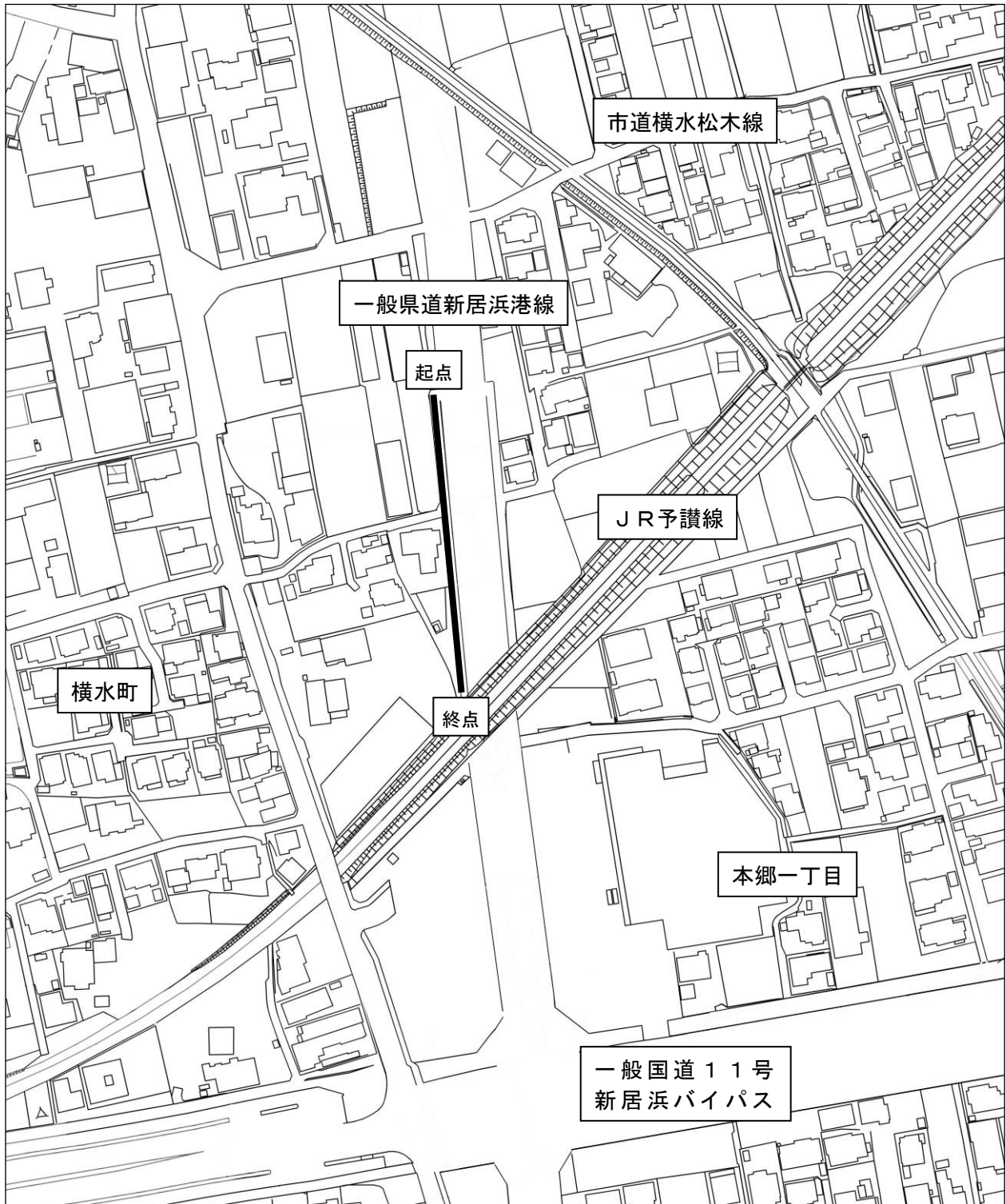
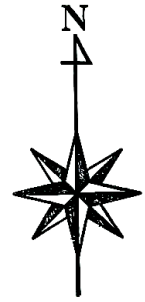
認定路線位置図

1 1 7 0 本郷北筋線



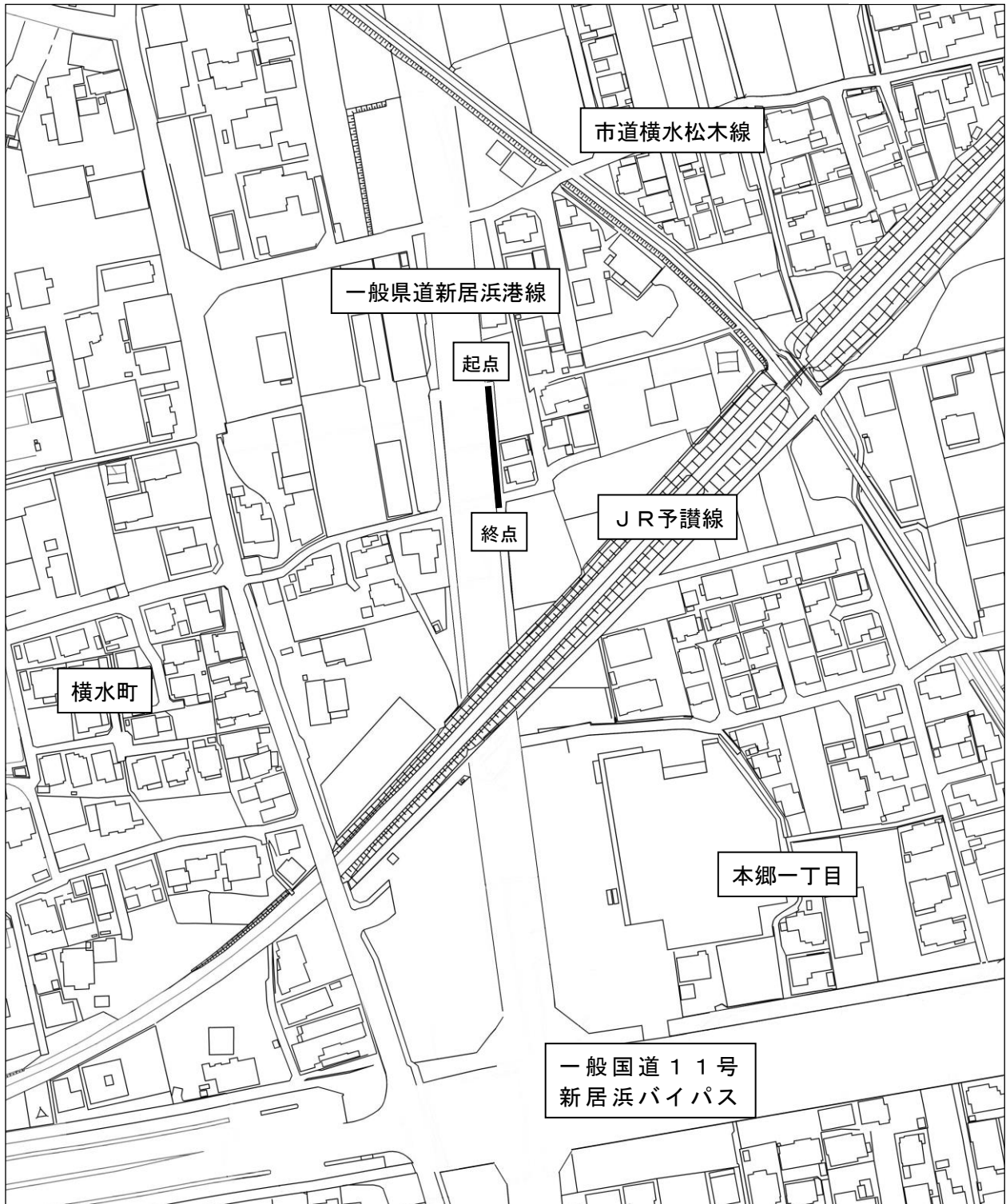
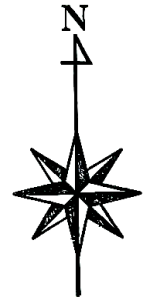
認定路線位置図

1 1 7 1 横水町 8 番 1 号線



認定路線位置図

1 1 7 2 横水町 8 番 2 号線



議案第2号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の
制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり
制定する。

令和7年2月25日提出

新居浜市長 古川 拓哉

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新居浜市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第1条 新居浜市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第28号)の一
部を次のように改正する。

附則第7項及び第8項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(新居浜市職員の給与に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 新居浜市職員の給与に関する条例(昭和31年条例第19号)第22条の2第
3号及び第4号並びに第22条の3第1項第1号及び第3項第1号
- (2) 新居浜市職員の退職手当に関する条例(昭和35年条例第12号)第13条第
1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15
条第1項第1号並びに第17条第4項
- (3) 新居浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年条例
第22号)第4条第1号

(4) 新居浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第69号）第6条第1号

（新居浜市吏員退隠料、退職給与金、死亡給与金及び遺族扶助料条例の一部改正）

第3条 新居浜市吏員退隠料、退職給与金、死亡給与金及び遺族扶助料条例（昭和17年公布）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「懲役若は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第13条第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第17条第2号中「懲役若は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第25条中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（新居浜市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正）

第4条 新居浜市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和35年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同項第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第15条第3号及び第22条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第26条中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第46条第1項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（新居浜市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（次項においてこれらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第

45号)第13条に規定する禁錮(次項において「禁錮」という。)以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条(第1号に係る部分に限る。)の規定による改正後の新居浜市職員の給与に関する条例第22条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)(これらの規定を同条例第23条第5項及び第25条第6項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条(第2号に係る部分に限る。)の規定による改正後の新居浜市職員の退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第17条第4項並びに新居浜市職員の退職手当に関する条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

提案理由

刑法の一部が改正され、懲役及び禁錮に代わり拘禁刑が創設されることによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。

議案第3号

新居浜市営渡海船設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市営渡海船設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市営渡海船設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市営渡海船設置及び管理条例（平成13年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第9条」を「第8条」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

海上運送法の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。

議案第4号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例及び新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一
部を改正する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び新
居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和7年2月25日提出

新居浜市長 古川 拓哉

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例及び新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一
部を改正する条例

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一
部改正)

第1条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(令和4年条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第2号及び第3号、第3条、第4条並びに第6条第6項中「第9条第3
項」を「第9条第2項」に改める。

(新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第
31号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「第 9 条第 3 項」を「第 9 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。

議案第5号

新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正
する条例

新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（平成7年条例第2号）
の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改
め、同条第3項中「職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子
を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を
除く。以下この項において同じ。）」を「職員」に改め、同条第4項後段中「養育」と
あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子
を養育」とあり、及び前項」を「養育する」とあり、及び前2項」に、「職員（職員の
配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとし
て規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同
じ。）」を「職員」に、「養育」とあるのは」を「養育する」とあるのは」に、「を介
護」を「を介護する」に改める。

第17条第1項中「定める者」を「定める者（第18条の2第1項において「配偶者等」という。）」に改める。

第18条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（同条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（2）介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（3）その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第19条第1項中「第2条から前条まで」を「第2条から第18条まで」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を拡大するため、及び介護両立支援制度等を利用しやすい勤務環境の整備に関する措置等を規定するため、本案を提出する。

議案第6号

新居浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(新居浜市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 新居浜市職員の給与に関する条例(昭和31年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次項の規定の適用を受ける」を「次項各号に掲げる」に、「4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給)」を「4号給」に改め、同条第6項中「55歳を超える」を「次の各号に掲げる」に、「昇給は」を「昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 55歳を超える職員(次号に掲げる職員を除く。)

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの

第8条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、第6号を削り、同項に次の1号を加える。

(5) 重度心身障害者

第8条第3項中「及び第3号から第6号まで」を「に該当する扶養親族(次項にお

いて「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までに、「扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」を「扶養親族」に、「もの(以下「行政職8級職員」という。)」を「もの」に、「3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき1万円」を「3,500円)」に改め、同条第4項中「の間(以下「特定期間」という。))」を「の間」に、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第9条の3第1項第2号中「配偶者」を「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。))」に改める。

第10条第1項第1号中「ため交通機関」を「ため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。))」に、「運賃」を「運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。))」に、「(交通機関)を(交通機関等)に、「あつて交通機関」を「あつて交通機関等」に改め、同項第3号中「ため交通機関」を「ため交通機関等」に、「運賃」を「運賃等」に、「(交通機関)を(交通機関等)に、「、交通機関」を「、交通機関等」に改め、同条第2項第1号中「以下この号に」を「次項及び第5項に」に、「いう。))」を「いう。))」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「交通機関」を「交通機関等」に、「額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を「額」に改め、同条第3項中「(第1号及び次項)を(第1号、次項及び第5項)に、「いう。))」でその利用が市長が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を「いう。))」に、「係る運賃」を「係る運賃等」に、「運賃相当額」を「運賃等相当額」に、「なる運賃」を「なる運賃等」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 特急列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

第10条第4項中「国家公務員、職員以外の地方公務員又は市長が規則で定める法人に使用される者（以下「国家公務員等」という。）であった者から引き続き」を「新たに」、
「特急列車等でその利用が市長が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を「特急列車等」に改め、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、同項第4号又は第5号の規定による加算額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特急列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第10条の2第3項中「国家公務員等であった者から引き続き」を「新たに」に、「なり、これ」を「なったこと」に、「職員（任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。）」を「職員」に改める。

第18条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」を「に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」に改め、同項第1号中「額（当該勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を「額」に改める。

第23条の2第1項中「第8条、第9条」を「第8条」に改め、同条第2項中「第8条、第9条、第9条の3、第11条の2」を「第8条」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		

28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		

62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
86	256,000	297,100	346,000					
87	256,300	297,400	346,400					
88	256,600	297,700	346,800					
89	256,900	298,000	347,000					
90	257,200	298,300	347,400					
91	257,500	298,600	347,800					
92	257,800	299,000	348,200					
93	258,100	299,200	348,400					
94		299,400	348,800					
95		299,700	349,200					

96		300,100	349,500					
97		300,300	349,800					
98		300,600	350,200					
99		301,000	350,600					
100		301,400	351,000					
101		301,600	351,500					
102		301,900	351,900					
103		302,200	352,300					
104		302,500	352,700					
105		302,700	353,200					
106		303,000	353,600					
107		303,300	353,900					
108		303,600	354,200					
109		303,800	354,700					
110		304,200						
111		304,600						
112		304,900						
113		305,100						
114		305,300						
115		305,600						
116		306,000						
117		306,200						
118		306,400						
119		306,700						
120		307,000						
121		307,400						
122		307,600						
123		307,900						
124		308,200						
125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

(新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成17年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第7条第5項を削り、同条第6項中「、第3項」を「及び第3項」に、「決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を「決定」に改め、同項を同条第5項とする。

第8条第1項中「第8条、第9条」を「第8条」に、「、第21条及び第23条」を「及び第21条」に改め、同条第2項中「第2条、第18条の2第1項及び第22条第2項」を「第18条の2第1項、第22条第2項及び第23条第2項第1号」に、「給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成17年条例第8号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第5項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例」を「給与条例」に、「及び任期付職員条例」を「及び新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成17年条例第8号)」に、「100分の172.5」を「100分の95」と、給与条例第23条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

(新居浜市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 新居浜市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和43年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第2号中「配偶者」を「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条第1号において同じ。)」に改める。

第5条第1号中「、交通機関」を「、交通機関又は有料の道路(以下この号及び第3号において「交通機関等」という。)」に、「運賃」を「運賃又は料金(同号において「運賃等」という。)」に、「(交通機関)を「(交通機関等)に、「あつて交通機関」を「あつて交通機関等」に、「第3号」を「同号」に改め、同条第3号中「ため交通機関」を「ため交通機関等」に、「運賃」を「運賃等」に、「(交通機関)を「(交通機関等)に、「、交通機関」を「、交通機関等」に改める。

第17条第2項中「第4条、第4条の2」を「第4条」に改める。

(新居浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 新居浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和29年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」を「勤勉手当」に改める。

第4条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、第6号を削り、同項に次の1号を加える。

(5) 重度心身障害者

第4条の2第2号中「配偶者」を「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条第1項において同じ。)」に改める。

第5条中「交通機関」を「交通機関又は有料の道路」に、「運賃」を「運賃又は料金」に改める。

第10条の2第1項中「第12条の2及び第19条」を「第19条」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)」に改める。

第12条の2を削る。

第18条第2項中「第3条の3から第4条の2まで」を「第3条の3、第4条」に改める。

第19条中「、第7条から第9条まで及び第12条」を「及び第7条から第9条まで」に改める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第5条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第7項中「第8条、第9条、第9条の3、第11条の2」を「第8条」に改める。

附則第7条中「第4条、第4条の2」を「第4条」に改める。

附則第8条中「第3条の3から第4条の2まで」を「第3条の3、第4条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において新居浜市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後給与条例」という。)第8条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに対しては、支給しない」と、同条第2項中「

(5) 重度心身障害者

」とあるのは

「

(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とす

る。

- 5 切替日から令和8年3月31日までの間における第4条の規定による改正後の新居浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理規程で定める職員に対しては、支給しない」と、同条第2項中「

(5) 重度心身障害者

」とあるのは

「

(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

」

とする。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

- 6 改正後給与条例第10条第4項及び第10条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（再任用職員への特地勤務手当に関する経過措置）

- 7 切替日以後に新たに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員（以下この項においてこれらを「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる給与条例第11条の2の規定は、切替日以後に公署を異にする異動をした再任用職員又は切替日以後に在勤する公署の移転があった再任用職員について適用する。

（新居浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 8 新居浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項及び第21条第3項中「第10条第6項から第8項まで」を「第10条第7項から第9項まで」に改める。

（規則等への委任）

9 第2項から第7項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則等で定める。

附則別表（附則第2項関係）

行政職給料表の適用を受ける職員の号給の切替表

旧号給	新 号 給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2

28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	

6 2	5 8	5 4	5 4	5 0		
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1		
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2		
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3		
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4		
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5		
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6		
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7		
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8		
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9		
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0		
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1		
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2		
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3		
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4		
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5		
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6		
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7		
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8		
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9		
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0		
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1		
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2		
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3		
8 6	8 2	7 8	7 8			
8 7	8 3	7 9	7 9			
8 8	8 4	8 0	8 0			
8 9	8 5	8 1	8 1			
9 0	8 6	8 2	8 2			
9 1	8 7	8 3	8 3			
9 2	8 8	8 4	8 4			
9 3	8 9	8 5	8 5			
9 4	9 0					
9 5	9 1					

96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

提案理由

一般職の職員等について、人事院勧告に伴う一般職の国家公務員等の給与改定に準じて給料等の改定及び給与制度の総合的見直し等を行うため、本案を提出する。

議案第7号

新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市職員の退職手当に関する条例（昭和35年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第10条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第11項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第10条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した新居浜市職員の退

職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

提案理由

国家公務員退職手当法の一部改正に準じて、失業者の退職手当の支給要件を見直すため、及び特定退職者の退職手当の給付日数に関する暫定措置を延長するため、本案を提出する。

議案第8号

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第36条第3項中「第6条第2項中」を「第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」に改める。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に、「同号」を「同項」に改める。

第42条第1項中「この項から第5項まで」を「この項から第7項まで」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項各号列記以外の部分を次の

ように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件を満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育

事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものという。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定地域型保育事業に係る連携施設の確保に関する基準の緩和及び経過措置の期限の延長並びに所要の条文整備を行うため、本案を提出する。

議案第9号

新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規

模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件を満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を

「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育士等の配置基準を改めるため、及び連携施設の確保に関する基準の緩和等を行うため、本案を提出する。

議案第10号

新居浜市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

新居浜市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部
を改正する条例

新居浜市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例（平成24年条例
第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「の土木工学科」を「において土木工学科」に、「課程において衛生
工学若しくは水道工学に関する学科目」を「課程」に、「2年以上水道」を「3年以上
水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」とい
う。）」に、「者」を「者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を
有する者に限る。）」に改め、同条第2号中「の土木工学科又はこれ」を「において機
械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に、「課程において衛生工学及び水道工学に
関する学科目以外の学科目」を「課程」に、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に、
「者」を「者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限
る。）」に改め、同条第3号中「前期課程を」を「前期課程（以下「専門職大学前期課
程」という。）を」に、「高等専門学校」を「高等専門学校（次号において「短期大学

等」という。)に、「同法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「修了した後」を「修了した後。同号において同じ。」に、「水道」を「水道等」に、「者」を「者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」に改め、同条第6号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に、「者」を「者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「中等教育学校」を「中等教育学校(次号において「高等学校等」という。)」に、「水道」を「水道等」に、「者」を「者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」に改め、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

第4条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

第5条第1号を次のように改める。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者。次号において同じ。)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

第5条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「において土木工学以外の」を「において」に、「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に、「後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を「後」に、「者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を「者」に、「同条第4

号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「前2号」を「前3号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

水道法施行令の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格の基準の見直しを行うため、本案を提出する。

議案第11号

新居浜市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市下水道条例の一部を改正する条例

新居浜市下水道条例（昭和54年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条中「が専属する」を「を選任している」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

排水設備等の工事の実施に係る指定工事店の要件を改めるため、本案を提出する。

議案第12号

新居浜市消防職員の任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

新居浜市消防職員の任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市消防職員の任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市消防職員の任免、給与、服務に関する条例（昭和26年条例第39号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1条」を「第1条・第2条」に改める。

第23条の表に次のように加える。

6 災害応急対策派遣手当	1日につき 2,160円	災害が発生した本市の区域外の地域に派遣され、市長が著しく危険であると認める区域において災害応急対策の活動に従事した職員
--------------	--------------	---

第23条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、災害応急対策派遣手当を支給するときは、災害出場手当及び救急業務手当は支給しない。

附則第3項中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

災害が発生した本市の区域外の地域に派遣され、災害応急対策の活動に従事した消防職員に対し、災害応急対策派遣手当を支給するため、本案を提出する。

議案第13号

新居浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000
229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

」を

「

5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

」に改め

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、退職報償金に係る勤務年数の区分を追加し、消防団員の処遇の改善を図るため、本案を提出する。

令和7年度 新居浜市一般会計予算

令和7年度新居浜市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53,415,836千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月25日 提出

新居浜市長 古川 拓哉

第1表 歳入歳出予算

歳入

千円

款	項	金額
1. 市税		20,385,285
	1. 市民税	7,872,142
	2. 固定資産税	9,935,875
	3. 軽自動車税	472,001
	4. 市たばこ税	849,139
	5. 入湯税	493
	6. 都市計画税	1,255,635
2. 地方譲与税		356,000
	1. 地方揮発油譲与税	61,000
	2. 自動車重量譲与税	200,000
	3. 森林環境譲与税	50,000
	4. 特別とん譲与税	45,000
3. 利子割交付金		15,000
	1. 利子割交付金	15,000
4. 配当割交付金		88,000
	1. 配当割交付金	88,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		150,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	150,000
6. 法人事業税交付金		323,000

歳入歳出予算

(歳入)

千円

歳入歳出予算（歳入）

		千円
款	項	金額
	1. 法人事業税交付金	323,000
7. 地方消費税交付金		2,750,000
	1. 地方消費税交付金	2,750,000
8. ゴルフ場利用税交付金		30,000
	1. ゴルフ場利用税交付金	30,000
9. 環境性能割交付金		30,000
	1. 環境性能割交付金	30,000
10. 地方特例交付金		80,000
	1. 地方特例交付金	80,000
11. 地方交付税		5,464,000
	1. 地方交付税	5,464,000
12. 交通安全対策特別交付金		12,000
	1. 交通安全対策特別交付金	12,000
13. 分担金及び負担金		320,131
	1. 負担金	320,131
14. 使用料及び手数料		741,566
	1. 使用料	479,677
	2. 手数料	261,889
15. 国庫支出金		9,965,082

歳入歳出予算（歳入）

			千円
款	項	金	額
	1. 国庫負担金		7,790,683
	2. 国庫補助金		2,149,410
	3. 委託金		24,989
16. 県支出金			4,026,238
	1. 県負担金		2,914,790
	2. 県補助金		777,029
	3. 委託金		334,419
17. 財産収入			65,960
	1. 財産運用収入		25,528
	2. 財産売払収入		40,432
18. 寄附金			745,500
	1. 寄附金		745,500
19. 繰入金			1,315,941
	1. 基金繰入金		1,315,941
20. 繰越金			900,000
	1. 繰越金		900,000
21. 諸収入			1,660,033
	1. 延滞金、加算金及び過料		8,001
	2. 市預金利子		789

歳入歳出予算（歳入）

千円

款	項	金額
	3. 貸付金元利収入	878,547
	4. 雑入	761,242
	5. 受託事業収入	11,454
22. 市債		3,992,100
	1. 市債	3,992,100
歳入合計		53,415,836

歳入歳出予算（歳出）

歳出

千円

款	項	金額
1. 議会費		352,085
	1. 議会費	352,085
2. 総務費		5,644,586
	1. 総務管理費	4,602,211
	2. 徴税費	505,936
	3. 戸籍住民基本台帳費	333,504
	4. 選挙費	85,902
	5. 統計調査費	70,608
	6. 監査委員費	46,425
3. 民生費		22,783,666
	1. 社会福祉費	10,452,374
	2. 児童福祉費	10,199,360
	3. 生活保護費	2,131,932
4. 衛生費		5,237,201
	1. 保健衛生費	1,370,107
	2. 清掃費	3,630,245
	3. 下水道費	236,849
5. 労働費		331,409
	1. 労働諸費	331,409

歳入歳出予算

（歳出）

千円

歳入歳出予算（歳出）

千円

款	項	金額
6. 農林水産業費		754,618
	1. 農業費	488,913
	2. 林業費	184,573
	3. 水産業費	81,132
7. 商工費		1,380,737
	1. 商工費	1,380,737
8. 土木費		4,539,259
	1. 土木管理費	410,519
	2. 道路橋りょう費	947,225
	3. 河川費	70
	4. 港湾費	502,823
	5. 都市計画費	2,229,641
	6. 住宅費	448,981
9. 消防費		2,095,814
	1. 消防費	2,095,814
10. 教育費		5,336,465
	1. 教育総務費	1,267,196
	2. 小学校費	894,505
	3. 中学校費	528,887

歳入歳出予算

（歳出）

千円

歳入歳出予算（歳出）

千円

款	項	金額
	4. 幼稚園費	262,679
	5. 社会教育費	1,022,949
	6. 保健体育費	1,360,249
11. 災害復旧費		30,000
	1. 農林水産業施設災害復旧費	20,000
	2. 公共土木施設災害復旧費	10,000
12. 公債費		4,919,996
	1. 公債費	4,919,996
13. 予備費		10,000
	1. 予備費	10,000
歳出合計		53,415,836

歳入歳出予算

（歳出）

千円

第2表 継続費

千円

款	項	事業名	総額	年度	年割額
8 土 木 費	4 港 湾 費	港湾計画改訂事業	55,000	令和7年度	29,000
				令和8年度	22,500
				令和9年度	3,500

第3表 債務負担行為

千円

事 項	期 間	限 度 額
新居浜市医師確保奨学金貸付金（R7）	令和8年度から令和12年度まで	12,000
新居浜市歯科衛生士確保奨学金貸付金（R7）	令和8年度から令和9年度まで	2,400
地域脳卒中医学講座開設寄附金	令和8年度から令和11年度まで	148,000
仮設校舎のリースに要する経費	令和8年度から令和9年度まで	55,413
新居浜市医師確保奨学金貸付金（R2）（延長分）	令和8年度から令和9年度まで	4,800

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
港湾建設事業	138,800	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により翌年度に繰越して借入れすることができる。	年 4.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
公営住宅整備事業	137,200			
社会資本整備事業	481,100			
社会福祉施設整備事業	21,100			
防災対策事業	1,368,900			
一般廃棄物処理事業	1,057,600			
過疎対策事業	79,800			
教育施設等整備事業	359,100			
林業振興事業	14,200			
行政改革推進債	334,300			
計	3,992,100			

議案第15号

令和7年度 新居浜市渡海船事業特別会計予算

令和7年度新居浜市渡海船事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ189,412千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月25日 提出

新居浜市長 古川 拓哉

第1表 歳入歳出予算

歳入

千円

款	項	金額
1. 事業収入		13,298
	1. 事業収入	13,298
2. 諸収入		338
	1. 雑入	338
3. 国庫支出金		59,657
	1. 国庫補助金	59,657
4. 県支出金		43,870
	1. 県補助金	43,870
5. 繰入金		72,249
	1. 一般会計繰入金	72,249
歳入合計		189,412

歳入歳出予算

(歳入)

千円

歳入歳出予算（歳出）

歳出

千円

款	項	金額
1. 総務費		189,412
	1. 総務管理費	189,412
歳出合計		189,412

歳入歳出予算

（歳出）

千円

議案第16号

令和7年度 新居浜市平尾墓園事業特別会計予算

令和7年度新居浜市平尾墓園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,263千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月25日 提出

新居浜市長 古川 拓哉

第1表 歳入歳出予算

歳入

千円

款	項	金額
1. 使用料及び手数料		24,592
	1. 使用料	16,895
	2. 手数料	7,697
2. 諸収入		24
	1. 雑入	24
3. 繰入金		1,647
	1. 基金繰入金	1,647
歳入合計		26,263

歳入歳出予算

(歳入)

千円

歳入歳出予算（歳出）

歳出

千円

款	項	金額
1. 墓園管理費		21,841
	1. 墓園管理費	21,841
2. 公債費		4,422
	1. 公債費	4,422
歳出合計		26,263

歳入歳出予算

（歳出）

千円

議案第17号

令和7年度 新居浜市国民健康保険事業特別会計予算

令和7年度新居浜市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,389,913千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月25日 提出

新居浜市長 古川 拓哉

第1表 歳入歳出予算

歳入

千円

款	項	金額
1. 国民健康保険料		1,586,621
	1. 国民健康保険料	1,586,621
2. 一部負担金		1
	1. 一部負担金	1
3. 使用料及び手数料		750
	1. 手数料	750
4. 繰入金		1,092,400
	1. 一般会計繰入金	1,092,400
5. 諸収入		68,000
	1. 延滞金、加算金及び過料	2,500
	2. 雑入	65,500
6. 県支出金		8,642,140
	1. 県補助金	8,642,140
7. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
歳入合計		11,389,913

歳入歳出予算

(歳入)

千円

歳入歳出予算（歳出）

歳出

千円

款	項	金額
1. 総務費		247,796
	1. 総務管理費	209,101
	2. 国民健康保険団体連合会負担金	7,500
	3. 保険料徴収費	21,316
	4. 運営協議会費	401
	5. 医療費適正化特別対策事業費	9,478
2. 保険給付費		8,449,420
	1. 療養諸費	7,257,047
	2. 高額療養費	1,162,912
	3. 葬祭諸費	3,800
	4. 移送費	450
	5. 出産育児諸費	25,011
	6. 傷病手当諸費	200
3. 保健事業費		122,817
	1. 保健事業費	25,285
	2. 特定健康診査等事業費	97,532
4. 諸支出金		75,251
	1. 一部負担金	1
	2. 償還金及び還付加算金	75,250

歳入歳出予算

（歳出）

千円

歳入歳出予算（歳出）

千円

款	項	金額
5. 国民健康保険事業費納付金		2,282,660
	1. 医療給付費分	1,597,131
	2. 後期高齢者支援金等分	527,104
	3. 介護納付金分	158,425
6. 基金積立金		211,969
	1. 基金積立金	211,969
歳出合計		11,389,913

歳入歳出予算

（歳出）

千円

議案第18号

令和7年度 新居浜市介護保険事業特別会計予算

令和7年度新居浜市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,281,220千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月25日 提出

新居浜市長 古川 拓哉

第1表 歳入歳出予算

歳入

千円

款	項	金額
1. 保険料		2,512,162
	1. 介護保険料	2,512,162
2. 使用料及び手数料		500
	1. 手数料	500
3. 国庫支出金		3,344,854
	1. 国庫負担金	2,296,651
	2. 国庫補助金	1,048,203
4. 支払基金交付金		3,462,626
	1. 支払基金交付金	3,462,626
5. 県支出金		1,823,676
	1. 県負担金	1,728,859
	2. 県補助金	94,817
6. 繰入金		2,135,147
	1. 一般会計繰入金	2,046,228
	2. 基金繰入金	88,919
7. 諸収入		2,255
	1. 延滞金、加算金及び過料	545
	2. 雑入	1,710
歳入合計		13,281,220

歳入歳出予算

(歳入)

千円

歳入歳出予算（歳出）

歳出

千円

款	項	金額
1. 総務費		241,239
	1. 総務管理費	116,879
	2. 徴収費	12,693
	3. 介護認定審査会費	111,667
2. 保険給付費		12,386,185
	1. 介護、介護予防サービス等諸費	12,100,324
	2. 特定入所者介護サービス等費	285,861
3. 諸支出金		5,745
	1. 償還金及び還付加算金	5,745
4. 地域支援事業費		648,051
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	396,399
	2. 一般介護予防事業費	42,473
	3. 包括的支援事業費	173,139
	4. 任意事業費	34,830
	5. その他諸費	1,210
歳出合計		13,281,220

歳入歳出予算

（歳出）

千円

議案第19号

令和7年度 新居浜市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和7年度新居浜市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,329,793千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月25日 提出

新居浜市長 古川 拓哉

第1表 歳入歳出予算

歳入

千円

款	項	金額
1. 後期高齢者医療保険料		1,582,342
	1. 後期高齢者医療保険料	1,582,342
2. 使用料及び手数料		20
	1. 手数料	20
3. 繰入金		649,593
	1. 一般会計繰入金	649,593
4. 繰越金		95,000
	1. 繰越金	95,000
5. 諸収入		2,838
	1. 延滞金、加算金及び過料	101
	2. 償還金及び還付加算金	2,735
	3. 雑入	2
歳入合計		2,329,793

歳入歳出予算

(歳入)

千円

歳入歳出予算（歳出）

歳出

千円

款	項	金額
1. 総務費		62,793
	1. 総務管理費	55,736
	2. 徴収費	7,057
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		2,264,255
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	2,264,255
3. 諸支出金		2,745
	1. 償還金及び還付加算金	2,745
歳出合計		2,329,793

歳入歳出予算

（歳出）

千円

令和7年度 新居浜市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度新居浜市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	56,400 戸
(2) 年間給水量	12,164,439 m ³
1日平均給水量	33,327 m ³
(3) 建設改良事業	1,703,465 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	2,339,664 千円
第1項 営業収益	2,061,451 千円
第2項 営業外収益	278,210 千円
第3項 特別利益	3 千円

支 出

第1款 水道事業費用	1,901,386 千円
第1項 営業費用	1,798,970 千円
第2項 営業外費用	96,916 千円
第3項 特別損失	2,500 千円
第4項 予備費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,558,634千円は、過年度分損益勘定留保資金93,795千円、当年度分損益勘定留保資金583,303千円、減債積立金150,000千円、建設改良積立金600,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額131,536千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資 本 的 収 入	458,635 千円
第1項 企 業 債	300,000 千円
第2項 分 担 金	83,435 千円
第3項 国 庫 支 出 金	75,200 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	2,017,269 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,703,465 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	313,804 千円

(継 続 費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額(千円)	年度	年割額(千円)
資本的支出	建設改良費	清住浄水処理施設電気設備更新事業	135,000	7	0
				8	135,000
				計	135,000
資本的支出	建設改良費	清住送水場電気設備更新事業	280,000	7	0
				8	0
				9	280,000
				計	280,000

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業	千円 300,000	(1)借入先 政府その他 (2)借入方法 普通貸借又は証券発行 (3)借入時期 令和7年度 ただし、事業又は財政並びに融資機関の都合により起債前借り又は翌年度に繰越し借入れすることができる。	年 4.0 % 以 内	借入先の融資条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 354,312 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、25,000千円と定める。

令和7年2月25日提出

新居浜市長 古川 拓哉

令和7年度 新居浜市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度新居浜市工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	3事業所
(2) 年間総給水量	16,077,000 m ³
1日平均給水量	46,600 m ³
(3) 建設改良事業	339,593 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 工業用水道事業収益	265,335 千円
第1項 営業収益	253,135 千円
第2項 営業外収益	12,200 千円
支 出	
第1款 工業用水道事業費用	250,188 千円
第1項 営業費用	217,839 千円
第2項 営業外費用	30,349 千円
第3項 予備費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 177,249千円は、過年度分損益勘定留保資金 41,369千円、減債積立金 10,000千円、建設改良積立金100,000千円、当年度分消費税資本的収支調整額 25,880千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	177,810 千円
第1項 企業債	100,000 千円
第2項 国庫支出金	45,000 千円
第3項 長期貸付金償還金	32,810 千円

支 出

第1款 資本的支出	355,059 千円
第1項 建設改良費	339,593 千円
第2項 企業債償還金	15,466 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業	千円 100,000	(1)借入先 政府その他 (2)借入方法 普通貸借又は証券発行 (3)借入時期 令和7年度 ただし、事業又は財政並びに融資機関の都合により翌年度に繰越し借入れすることができる。	年 4.0 % 以 内	借入先の融資条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費 40,132 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

令和7年2月25日提出

新居浜市長 古川 拓哉

令和7年度 新居浜市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度新居浜市公共下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 下水処理戸数	33,740 戸
(2) 年間総処理水量	8,663,000 m ³
1日平均処理水量	23,734 m ³
(3) 建設改良事業	2,083,076 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	4,078,836 千円
第1項 営業収益	2,455,171 千円
第2項 営業外収益	1,623,615 千円
第3項 特別利益	50 千円

支 出

第1款 下水道事業費用	3,996,708 千円
第1項 営業費用	3,417,153 千円
第2項 営業外費用	573,555 千円
第3項 特別損失	3,000 千円
第4項 予備費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,785,712千円は、過年度分損益勘定留保資金652,033千円、当年度分損益勘定留保資金836,560千円、減債積立金200,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額 97,119千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	2,637,050 千円
第1項 企業債	1,581,100 千円
第2項 出資金	220,000 千円
第3項 負担金	35,000 千円
第4項 国庫支出金	800,950 千円

支 出

第1款 資本的支出	4,422,762 千円
第1項 建設改良費	2,083,076 千円
第2項 企業債償還金	2,306,875 千円
第3項 長期借入金償還金	32,811 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 1,581,100	(1) 借入先 政府その他 (2) 借入方法 普通貸借又は証券発行 (3) 借入時期 令和7年度 ただし、事業又は財政並びに融資機関の都合により起債前借り又は翌年度に繰越し借入れすることができる。	年4.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した職員給与費に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 224,002 千円

(他会計からの補助金)

第9条 公共下水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、404,136千円である。

令和7年2月25日提出

新居浜市長 古川 拓哉

令和6年度 新居浜市一般会計補正予算（第8号）

令和6年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ410,129千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,296,701千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

2 繰越明許費の変更は、「第4表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第5表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第6表 地方債補正」による。

令和7年2月25日 提出

新居浜市長 古川 拓哉

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税		5,645,335	505,550	6,150,885
	1. 地方交付税	5,645,335	505,550	6,150,885
15. 国庫支出金		10,710,163	△1,710	10,708,453
	1. 国庫負担金	7,133,010	△20,211	7,112,799
	2. 国庫補助金	3,556,426	18,501	3,574,927
16. 県支出金		3,937,822	124,634	4,062,456
	1. 県負担金	2,853,291	76,985	2,930,276
	2. 県補助金	814,424	47,649	862,073
17. 財産収入		287,012	9,170	296,182
	1. 財産運用収入	27,938	9,170	37,108
18. 寄附金		743,440	1,633	745,073
	1. 寄附金	743,440	1,633	745,073
19. 繰入金		2,567,737	△268,891	2,298,846
	1. 基金繰入金	2,567,737	△268,891	2,298,846
21. 諸収入		1,846,322	△9,257	1,837,065
	4. 雑入	945,547	△9,257	936,290
22. 市債		5,269,552	49,000	5,318,552
	1. 市債	5,269,552	49,000	5,318,552
歳入合計		56,886,572	410,129	57,296,701

歳 出		千 円		
款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		5,668,709	189,191	5,857,900
	1. 総務管理費	4,766,864	202,891	4,969,755
	4. 選挙費	125,109	△13,700	111,409
3. 民生費		24,233,379	69,465	24,302,844
	1. 社会福祉費	12,912,962	514	12,913,476
	2. 児童福祉費	9,173,212	148,951	9,322,163
	3. 生活保護費	2,147,205	△80,000	2,067,205
4. 衛生費		4,147,400	△114,739	4,032,661
	1. 保健衛生費	1,449,615	△105,583	1,344,032
	2. 清掃費	2,458,731	△9,156	2,449,575
6. 農林水産業費		910,366	99,960	1,010,326
	1. 農業費	522,879	99,917	622,796
	2. 林業費	291,278	43	291,321
7. 商工費		1,757,872	67,518	1,825,390
	1. 商工費	1,757,872	67,518	1,825,390
8. 土木費		5,430,066	84,393	5,514,459
	2. 道路橋りょう費	1,148,227	44,790	1,193,017
	4. 港湾費	344,966	37,967	382,933

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
	5. 都市計画費	2,125,805	1,636	2,127,441
9. 消防費		2,269,480	11,630	2,281,110
	1. 消防費	2,269,480	11,630	2,281,110
10. 教育費		6,757,275	2,711	6,759,986
	1. 教育総務費	1,925,497	253	1,925,750
	5. 社会教育費	974,267	1,629	975,896
	6. 保健体育費	2,286,939	829	2,287,768
歳 出 合 計		56,886,572	410,129	57,296,701

歳入歳出予算補正

(歳 出)

千 円

第2表 継続費補正

変更

千円

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
8 土木費	6 住宅費	公営住宅建替推進事業（第二期工事）	1,982,198	令和4年度	684,100	1,982,198	令和4年度	684,100
				令和5年度	360,800		令和5年度	360,800
				令和6年度	937,298		令和6年度	937,298
							令和7年度	—

第3表 繰越明許費補正

追加

千円

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	介護基盤整備等事業	62,686
	2 児童福祉費	出産・子育て応援給付金支給事業費	2,090
4 衛生費	1 保健衛生費	母子保健推進費	8,820
6 農林水産業費	1 農業費	地籍調査事業費	98,100
		ため池等整備事業	19,880
	3 水産業費	漁港施設機能保全事業	43,693
7 商工費	1 商工費	新居浜市新製品・新技術開発支援事業費	2,000
		中小企業DX促進支援事業費	2,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	原地庄内線改良事業	58,768
		自転車通行空間整備事業	524
		上部東西線改良事業(地方道)	97,483
	4 港湾費	単独港湾施設改修事業	2,552
		港湾施設改修事業	27,832
		港湾・海岸補修事業	16,940
	5 都市計画費	上部東西線改良事業(街路)	106,161
		公園長寿命化対策事業	7,260
		滝の宮公園リニューアル事業	29,180
		宇高西筋線改良事業(街路)	37,000
	6 住宅費	市営住宅改善事業	83,985

千円

款	項	事業名	金額
9 消 防 費	1 消 防 費	消防自動車整備事業	159,568
10 教 育 費	2 小 学 校 費	小学校施設環境整備事業	9,438
	3 中 学 校 費	中学校施設環境整備事業	13,925
11 災 害 復 旧 費	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	道路橋りょう災害復旧費	11,427

第4表 繰越明許費補正

変更

千円

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化事業	107,470	181,925

第 5 表 債務負担行為補正

追加

千円

事 項	期 間	限 度 額
体 育 施 設 環 境 整 備 事 業	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	249,812

第6表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
港 湾 建 設 事 業	千円 118,700	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により翌年度に繰越して借入れすることができる。	年 3.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 149,400	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
社会資本整備事業	633,800				654,400			
社会福祉施設整備事業	71,200				67,100			
防 災 対 策 事 業	1,914,900				1,916,700			
計	5,269,552	—	—	—	5,318,552	—	—	—

議案第24号

令和6年度 新居浜市平尾墓園事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度新居浜市平尾墓園事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,038千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月25日 提出

新居浜市長 古川拓哉

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 財産収入		0	73	73
	1. 財産運用収入	0	73	73
歳入合計		28,965	73	29,038

歳入歳出予算補正

(歳入)

千円

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 墓園管理費		20,064	73	20,137
	1. 墓園管理費	20,064	73	20,137
歳出合計		28,965	73	29,038

歳入歳出予算補正

(歳出)

千 円

令和6年度 新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和6年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,856,560千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月25日 提出

新居浜市長 古川 拓哉

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 財産収入		0	1	1
	1. 財産運用収入	0	1	1
歳入合計		11,856,559	1	11,856,560

歳入歳出予算補正

(歳入)

千円

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 基金積立金		0	1	1
	1. 基金積立金	0	1	1
歳出合計		11,856,559	1	11,856,560

歳入歳出予算補正

(歳出)

千 円

令和6年度 新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,274千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,229,470千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月25日 提出

新居浜市長 古川 拓哉

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 財産収入		0	1,274	1,274
	1. 財産運用収入	0	1,274	1,274
歳入合計		14,228,196	1,274	14,229,470

歳入歳出予算補正

(歳入)

千円

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 基金積立金		8,814	1,274	10,088
	1. 基金積立金	8,814	1,274	10,088
歳出合計		14,228,196	1,274	14,229,470

歳入歳出予算補正

(歳 出)

千 円

令和6年度 新居浜市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度新居浜市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,334,754千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月25日 提出

新居浜市長 古川拓哉

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		643,310	300	643,610
	1. 一般会計繰入金	643,310	300	643,610
歳入合計		2,334,454	300	2,334,754

歳入歳出予算補正

(歳入)

千円

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		58,627	300	58,927
	2. 徴収費	6,051	300	6,351
歳出合計		2,334,454	300	2,334,754

歳入歳出予算補正

(歳出)

千 円

令和6年度 新居浜市水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和6年度新居浜市水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和6年度新居浜市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(3) 建設改良事業	1,375,247 千円	20,000 千円	1,395,247 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,338,617千円は、過年度分損益勘定留保資金227,592千円、当年度分損益勘定留保資金451,356千円、減債積立金200,000千円、建設改良積立金350,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額109,669千円で補填するものとする。)を、(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,348,617千円は、過年度分損益勘定留保資金262,694千円、当年度分損益勘定留保資金425,346千円、減債積立金200,000千円、建設改良積立金350,000千円、消費税資本的収支調整額110,577千円で補填するものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	370,238 千円	10,000 千円	380,238 千円
第3項 国庫支出金	0 千円	10,000 千円	10,000 千円
支 出			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	1,708,855 千円	20,000 千円	1,728,855 千円
第1項 建設改良費	1,375,247 千円	20,000 千円	1,395,247 千円

令和7年2月25日提出

新居浜市長 古川 拓哉

令和6年度 新居浜市公共下水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和6年度新居浜市公共下水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和6年度新居浜市公共下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(3) 建設改良事業	1,859,376 千円	59,400 千円	1,918,776 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,730,129千円は、過年度分損益勘定留保資金590,051千円、当年度分損益勘定留保資金848,987千円、減債積立金200,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額91,091千円で補填するものとする。)を、(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,740,529千円は、過年度分損益勘定留保資金679,900千円、当年度分損益勘定留保資金766,838千円、減債積立金200,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額93,791千円で補填するものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 資本的収入	2,443,900 千円	49,000 千円	2,492,900 千円	
第1項 企業債	1,541,900 千円	19,300 千円	1,561,200 千円	
第4項 国庫支出金	644,000 千円	29,700 千円	673,700 千円	
		支 出		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 資本的支出	4,174,029 千円	59,400 千円	4,233,429 千円	
第1項 建設改良費	1,859,376 千円	59,400 千円	1,918,776 千円	

(継続費の補正)

第4条 継続費を次のとおり補正する。

追 加

款	項	事業名	総額(千円)	年度	年割額(千円)
資本的支出	建設改良費	松神子雨水ポンプ場 改築事業	210,000	6	40,000
				7	10,000
				8	160,000
				計	210,000

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり変更する。

補正前				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道 事業	千円 1,541,900	(1) 借入先 政府その他 (2) 借入方法 普通貸借又は証券発行 (3) 借入時期 令和6年度 ただし、事業又は財政 並びに融資機関の都合 により起債前借り又は翌 年度に繰越し借入れす ることができる。	年3.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率。	借入先の融資条件 による。 ただし、必要に応じ、 据置期間及び償還 期限を短縮し、若しく は繰上償還又は低 利に借換えることが できる。

補正後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道 事業	千円 1,561,200	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

令和7年2月25日提出

新居浜市長 古川 拓哉

議案第30号

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月6日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新居浜市建築関係手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「申請」を「申請又は通知」に改め、同条第2項ただし書中「、申請」を「、申請又は通知」に、「以下」を「次項において」に、「申請書」を「申請書又は通知書」に改め、同条第3項中「申請書」を「申請書又は通知書」に改める。

第4条第3項中「次の各号のいずれかに該当する者」を「新居浜市が行う事業」に改め、同項各号を削る。

別表第1の1の項を次のように改める。

1	建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において	建築物確認申請等手数料	次に掲げる建築物の区分に応じ、申請又は通知1件につき、それぞれ次に定める額とする。 （1）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項、5の項及び9の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合するかどうかの審査を受けない建築物次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額
---	--	-------------	--

<p>準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく計画の通知に対する審査</p>		<p>ア 30平方メートル以内のもの 9,000円</p> <p>イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 15,000円</p> <p>ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 22,000円</p> <p>エ 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 29,000円</p> <p>オ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 51,000円</p> <p>カ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 72,000円</p> <p>キ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 211,000円</p> <p>ク 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 355,000円</p> <p>ケ 50,000平方メートルを超えるもの 687,000円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの審査を受ける建築物 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 30平方メートル以内のもの 24,000円</p> <p>イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 30,000円</p> <p>ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 37,000円</p> <p>エ 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 57,000円</p> <p>オ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 96,000円</p> <p>カ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 117,000円</p> <p>キ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 281,000円</p> <p>ク 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 302,000円</p> <p>ケ 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 446,000円</p> <p>コ 50,000平方メートルを超えるもの 778,000円</p>
--	--	--

別表第1の3の項事務の欄中「に係る計画に同法」を「若しくは法第18条第2項の

規定に基づく計画の通知に係る計画に法」に、「おける同法」を「おける法」に、「に対する審査及び同法」を「の当該部分若しくは法第18条第2項の規定に基づく計画の通知の当該部分又は法」に、「準用する同法」を「準用する法」に、「の確認の申請」を「の確認の申請若しくは法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定に基づく建築設備の計画の通知」に改め、同項名称の欄中「建築設備確認申請手数料」を「建築設備確認申請等手数料」に改め、同項金額の欄中「6,000円」を「7,000円」に改め、同表4の項事務の欄中「及び」を「若しくは」に、「同法」を「法」に、「申請」を「申請又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第2項の規定に基づく工作物の計画の通知」に改め、同項名称の欄中「工作物確認申請手数料」を「工作物確認申請等手数料」に改め、同表5の項を次のように改める。

5	法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査	建築物完了検査申請等手数料	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、申請又は通知1件につき、それぞれ次に定める額とする。</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの検査を受けない建築物 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 30平方メートル以内のもの 14,000円</p> <p>イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 17,000円</p> <p>ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 23,000円</p> <p>エ 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 31,000円</p> <p>オ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 52,000円</p> <p>カ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 71,000円</p> <p>キ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 166,000円</p> <p>ク 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 268,000円</p> <p>ケ 50,000平方メートルを超えるもの 528,000円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの検査を受ける建築物 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 30平方メートル以内のもの 20,000円</p>
---	--	---------------	--

			円
			イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 23,000円
			ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 29,000円
			エ 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 42,000円
			オ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 72,000円
			カ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 103,000円
			キ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 263,000円
			ク 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 320,000円
			ケ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 462,000円
			コ 25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 511,000円
			サ 50,000平方メートルを超えるもの 771,000円

別表第1の6の項事務の欄中「に係る建築物に同法」を「若しくは法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に係る建築物に法」に、「おける同法」を「おける法」に、「に対する審査及び同法」を「若しくは法第18条第20項の規定に基づく完了の通知又は法」に、「準用する同法」を「準用する法」に、「の完了検査の申請」を「の完了検査の申請若しくは法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定に基づく建築設備の完了の通知」に改め、同項名称の欄中「建築設備完了検査申請手数料」を「建築設備完了検査申請等手数料」に改め、同表7の項事務の欄中「及び」を「若しくは」に、「同法」を「法」に、「申請」を「申請又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第20項の規定に基づく工作物の完了の通知」に改め、同項名称の欄中「工作物完了検査申請手数料」を「工作物完了検査申請等手数料」に改め、同表8の項事務の欄中「申請」を「申請又は法第18条第28項の規定に基づく特定工程の終了の通知」に改め、同項名称の欄中「建築物中間検査申請手数料」を「建築物中間検査申請等手数料」に改め、同項金額の欄中「中間検査申請」を「申請又は通知」に改め、同欄第4号中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「33,000

円」を「34,000円」に改め、同欄第5号中「500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同欄第7号中「165,000円」を「166,000円」に改め、同欄第8号中「268,000円」を「269,000円」に改め、同欄第9号中「551,000円」を「554,000円」に改め、同表9の項を次のように改める。

9	<p>法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請（法第7条の3第1項の特定工程に係るものに限る。）又は法第18条第20項の規定に基づく完了の通知（法第7条の3第1項の特定工程に係るものに限る。）に対する審査</p>	<p>特定工程に係る建築物完了検査申請等手数料</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、申請又は通知1件につき、それぞれ次に定める額とする。</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの検査を受けない建築物 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 30平方メートル以内のもの 14,000円</p> <p>イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 17,000円</p> <p>ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 22,000円</p> <p>エ 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 30,000円</p> <p>オ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 50,000円</p> <p>カ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 66,000円</p> <p>キ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 161,000円</p> <p>ク 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 263,000円</p> <p>ケ 50,000平方メートルを超えるもの 524,000円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの検査を受ける建築物 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 30平方メートル以内のもの 20,000円</p> <p>イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 23,000円</p> <p>ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 28,000円</p> <p>エ 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 41,000円</p> <p>オ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 70,000円</p>
---	---	-----------------------------	---

			カ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 98,000円
			キ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 258,000円
			ク 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 315,000円
			ケ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 457,000円
			コ 25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 506,000円
			サ 50,000平方メートルを超えるもの 767,000円

別表第1に備考として次のように加える。

備考

1 1の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

(2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

(3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

(4) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

2 5の項及び9の項の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

別表第2の1の項事務の欄中「第18条第24項第1号若しくは第2号（同法）」を

「第18条第38項第1号若しくは第2号（これらの規定を法」に改め、同表9の項事務の欄中「同法」を「法」に改め、同項金額（1件につき）の欄中「169,000円」を「170,000円」に改め、同表10の項、15の項及び43の項事務の欄中「同法」を「法」に改め、同表46の項事務の欄中「第28条の4第3項第6号、第7号ロ」を「第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ」に、「第63条第3項第6号、第7号ロ」を「第63条第3項第6号若しくは第7号ロ」に改め、同表47の項金額（1件につき）の欄第3号イ中「に掲げる建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の」を「（1）又は（2）に掲げる」に、「それぞれ同欄に規定するところにより算定した」を「それぞれ」に改め、同表49の項金額（1件につき）の欄第2号イ中「に掲げる建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の」を「（1）又は（2）に掲げる」に、「それぞれ同欄に規定するところにより算定した」を「それぞれ」に改め、同表52の項及び53の項事務の欄中「審査（」を「審査（同条例）」に改め、同表54の項金額（1件につき）の欄第1号ア及びイを次のように改める。

ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合する旨を示す書面として市長が定めるものの交付を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（ア）住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分（以下この項及び56の項において「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。以下この項及び56の項において同じ。） 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 1戸 6,100円
- b 2戸以上4戸以下 11,900円
- c 5戸以上15戸以下 25,000円
- d 16戸以上45戸以下 55,400円
- e 46戸以上 99,000円

（イ）非住宅建築物（人の居住の用に供する部分を有しない建築物をいう。以下この項及び56の項において同じ。） 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 300平方メートル未満 11,800円

- b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 20,300円
- c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 32,800円
- d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 97,600円
- e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 154,200円
- f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 194,700円
- g 25,000平方メートル以上 243,200円

(ウ) 複合建築物（住宅の部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下この項及び56の項において同じ。） 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 住宅の部分 申請に係る住戸の数について、（ア）に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ（ア）に定める額
- b 非住宅部分 床面積の合計について、（イ）に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ（イ）に定める額
- c 住宅の部分及び非住宅部分 次に掲げる額を合算した額
 - （a）申請に係る住戸の数について、（ア）に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ（ア）に定める額と同一の額
 - （b）非住宅部分の床面積の合計について、（イ）に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ（イ）に定める額と同一の額

イ その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（ア）住宅 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a b又はcの基準以外の基準による審査 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - （a）1戸（床面積の合計が200平方メートル未満の住戸に限る。）
41,700円
 - （b）1戸（床面積の合計が200平方メートル以上の住戸に限る。）

46,600円

(c) 2戸以上4戸以下 83,900円

(d) 5戸以上15戸以下 139,900円

(e) 16戸以上45戸以下 238,300円

(f) 46戸以上 341,700円

b 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準による審査申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 1戸（床面積の合計が200平方メートル未満の住戸に限る。）

21,500円

(b) 1戸（床面積の合計が200平方メートル以上の住戸に限る。）

23,100円

(c) 2戸以上4戸以下 40,200円

(d) 5戸以上15戸以下 69,500円

(e) 16戸以上45戸以下 125,800円

(f) 46戸以上 190,400円

c 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）に掲げる基準又は同号イ（2）及びロ（1）に掲げる基準による審査申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 1戸（床面積の合計が200平方メートル未満の住戸に限る。）

31,200円

(b) 1戸（床面積の合計が200平方メートル以上の住戸に限る。）

34,500円

(c) 2戸以上4戸以下 62,000円

(d) 5戸以上15戸以下 104,300円

(e) 16戸以上45戸以下 181,600円

(f) 46戸以上 265,700円

(イ) 非住宅建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a bの基準以外の基準による審査 次に掲げる主要な用途の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 工場、倉庫その他これらに類する用途（以下この項及び56の項において「工場等の用途」という。） 非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

i 300平方メートル未満 28,000円

ii 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 37,700円

iii 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 52,300円

iv 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 123,500円

v 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 182,500円

vi 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 225,400円

vii 25,000平方メートル以上 278,800円

(b) その他の用途 非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

i 300平方メートル未満 275,600円

ii 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 345,200円

iii 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 445,500円

iv 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 635,700円

v 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 782,900円

vi 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満
925,400円

vii 25,000平方メートル以上 1,055,600円

b 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による審査 次に掲げる主要な用途の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 工場等の用途 非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

i 300平方メートル未満 23,100円

ii 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 32,400円

iii 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 45,800円

iv 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 115,400円

v 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満
173,600円

vi 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満
215,700円

vii 25,000平方メートル以上 267,500円

(b) その他の用途 非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

i 300平方メートル未満 105,700円

ii 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 134,400円

iii 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 176,900円

iv 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 286,100円

v 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満
373,500円

vi 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満
448,800円

vii 25,000平方メートル以上 526,400円

(ウ) 複合建築物 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 住宅の部分 申請に係る住戸の数について、(ア) a、b又はcに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(ア) a、b又はcに定める額

b 非住宅部分 床面積の合計について、(イ) a (a)若しくは(b)又はb (a)若しくは(b)に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(イ) a (a)若しくは(b)又はb (a)若しくは(b)に定める額

c 住宅の部分及び非住宅部分 次に掲げる額を合算した額

(a) 申請に係る住戸の数について、(ア) a、b又はcに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(ア) a、b又はcに定める額と同一の額

(b) 非住宅部分の床面積の合計について、(イ) a (a)若しくは(b)又はb (a)若しくは(b)に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(イ) a (a)若しくは(b)又はb (a)若しくは(b)に定める額と同一の額

別表第2の54の項金額(1件につき)の欄第2号イ中「に掲げる建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の」を「(1)又は(2)に掲げる」に、「それぞれ同欄に規定するところにより算定した」を「それぞれ」に改め、同表55の項金額(1件につき)の欄第2号イ中「に掲げる建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の」を「(1)又は(2)に掲げる」に、「それぞれ同欄に規定するところにより算定した」を「それぞれ」に改め、同表56の項事務の欄中「第12条第1項及び第13条第2項」を「第11条第1項又は第12条第2項」に改め、同項金額(1件につき)の欄第1号中「掲げる審査」を「掲げる建築物」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア 住宅 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) (イ)又は(ウ)の基準以外の基準による審査 申請に係る住戸の数について、54の項金額(1件につき)の欄(1)イ(ア) aに掲げる戸数の区分に

応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額

(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による審査 申請に係る住戸の数について、54の項金額(1件につき)の欄(1)イ(ア) bに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額

(ウ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準による審査 申請に係る住戸の数について、54の項金額(1件につき)の欄(1)イ(ア) cに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額

イ 非住宅建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) (イ)の基準以外の基準による審査 54の項金額(1件につき)の欄(1)イ(イ) aに掲げる主要な用途の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額

(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準による審査 54の項金額(1件につき)の欄(1)イ(イ) bに掲げる主要な用途の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額

別表第2の56の項金額(1件につき)の欄第1号に次のように加える。

ウ 複合建築物 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 住宅の部分 申請に係る住戸の数について、54の項金額(1件につき)の欄(1)イ(ア) a、b又はcに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額

(イ) 非住宅部分 床面積の合計について、54の項金額(1件につき)の欄(1)イ(イ) a(a)若しくは(b)又はb(a)若しくは(b)に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額

(ウ) 住宅の部分及び非住宅部分 次に掲げる額を合算した額

a 申請に係る住戸の数について、54の項金額(1件につき)の欄(1)イ(ア) a、b又はcに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額

b 非住宅部分の床面積の合計について、54の項金額（1件につき）の欄（1）イ（イ）a（a）若しくは（b）又はb（a）若しくは（b）に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額

別表第2の56の項金額（1件につき）の欄第2号中「、（1）イ（ア）」を「、54の項金額（1件につき）の欄（1）イ（イ）b（a）」に、「（1）イ（ア）に定める」を「当該手数料の」に改め、同表57の項事務の欄中「第12条第2項及び第13条第3項」を「第11条第2項又は第12条第3項」に改め、同表58の項事務の欄中「第11条」を「第13条」に改め、同表59の項事務の欄中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同項金額（1件につき）の欄第1号ア中「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同号ア（ア）及び（イ）を次のように改める。

（ア）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に適合する旨を示す書面として市長が定めるものの交付を受けている場合 54の項金額（1件につき）の欄（1）アに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額

（イ）その他の場合 54の項金額（1件につき）の欄（1）イに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額

別表第2の59の項金額（1件につき）の欄第1号イ中「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同欄第2号中「同法」を「法」に改め、同号イ中「金額の欄」を「金額の欄（1）又は（2）」に、「建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分」を「床面積の合計」に、「それぞれ同欄に規定するところにより算定した」を「それぞれ」に改め、同表60の項事務の欄中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項金額（1件につき）の欄第2号中「同法」を「法」に改め、同号イ中「金額の欄」を「金額の欄（1）又は（2）」に、「建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分」を「床面積の合計」に、「それぞれ同欄に規定するところにより算定した」を「それぞれ」に改め、同表61の項を削る。

別表第3の2の項事務の欄中「同法」を「法」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴う建築確認等の審査範囲の拡大等により、受益者負担の適正化を図ることを目的として、建築関係手数料の額を改定するため、及び所要の条文整備を行うため、本案を提出する。

議案第31号

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月6日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新居浜市国民健康保険条例（昭和35年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第10条の2中「65万円」を「66万円」に改める。

第11条の5中「24万円」を「26万円」に改める。

第16条第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項中「65万円」を「66万円」に改める。

第16条の4第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項及び第5項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第7項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第8項中「65万円」を「66万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の新居浜市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の基礎賦課限度額、後期高齢者支援金等賦課限度額及び軽減措置の判定基準を改めるため、本案を提出する。

議案第32号

新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月6日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

新居浜市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第3項中「第1号又は第3号から第6号までのいずれか」を「第1号」に、「1人につき217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「の間（以下この項において「特定期間」という。）」を「の間」に、「に特定期間」を「に当該期間」に改める。

別表中

「

円	円	円
12,500	13,350	14,200
10,800	11,650	12,500
9,100	9,950	10,800

」を

「

円 12,900	円 13,700	円 14,500
11,300	12,100	12,900
9,700	10,500	11,300

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた新居浜市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防団員等に対する公務災害補償に係る損害補償の補償基礎額及びその加算額を改定するため、本案を提出する。

議案第33号

工事請負契約の変更について

黒島橋橋梁^{りょう}更新工事の請負契約について、工事期間を次のとおり変更する。

令和7年3月21日提出

新居浜市長 古川 拓哉

工事期間 令和6年9月20日から令和7年10月31日まで

提案理由

黒島橋橋梁^{りょう}更新工事の請負契約について、工事期間を変更するため、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(抜粋)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議 会 議 案 第 1 号

新居浜市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

新居浜市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
する。

令和7年3月21日提出

新居浜市議会議員	大	條	雅	久
新居浜市議会議員	藤	原	雅	彦
新居浜市議会議員	合	田	晋	一 郎
新居浜市議会議員	田	窪	秀	道
新居浜市議会議員	山	本	健	十 郎
新居浜市議会議員	篠	原		茂
新居浜市議会議員	仙	波	憲	一

新居浜市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第4号）の一部を次のよ
うに改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「まで及び第29条」を「まで」に改め、同項の表中「第2条第9
項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第2項第1号ア中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」
を「又は」に改める。

第18条第1項中「対し、議会の保有する」を「対し、」に改め、同条第2項中「以下この章において」を「以下」に改める。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」を「特定に資する情報の提供」に改める。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第10項及び第12条第5項の表の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第52条から第54条までの改正規定及び次項の規定 令和7年6月1日

(経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

口頭説明

議 会 議 案 第 2 号

新居浜市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 2 1 日 提出

新居浜市議会議員	大 條 雅 久
新居浜市議会議員	藤 原 雅 彦
新居浜市議会議員	合 田 晋一郎
新居浜市議会議員	田 窪 秀 道
新居浜市議会議員	山 本 健十郎
新居浜市議会議員	篠 原 茂
新居浜市議会議員	仙 波 憲 一

新居浜市議会委員会条例の一部を改正する条例

新居浜市議会委員会条例（平成 3 年条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の 2 第 1 項第 1 号中「委員その他委員会出席者（以下「委員等」という。）」を「委員」に、「困難と判断される実情がある」を「困難であると認められる」に改め、同項第 2 号中「開催場所への」を「開催場所への委員の」に、「困難な委員等からオンラインを活用した委員会の開催の求めがある」を「困難であると認められる」に改め、同条第 2 項中「委員等」を「委員」に、「よる出席（以下「オンライン出席」という。）」を「よる出席」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 オンライン委員会に、オンラインにより出席している委員は、この条例の規定の適用については、当該オンライン委員会に出席しているものとみなす。

4 オンライン委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第16条中「出席（オンライン出席を含む。第24条を除き、以下同じ。）をしなれば」を「出席しなければ」に改める。

第17条第1項中「出席委員（オンライン委員会にオンライン出席をした委員（以下「オンライン出席委員」という。）を含む。以下同じ。）」を「出席委員」に改める。

第18条ただし書中「出席をし」を「出席し」に改める。

第21条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者が、オンラインによる出席を希望するときは、委員長の許可を得なければならない。

第22条第2項中「オンライン出席委員」を「オンラインにより出席している委員」に、「、オンライン出席」を「、オンラインによる出席」に改める。

第24条中「出席をして」を「出席して」に改める。

第25条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 公述人は、委員長が認めたときは、オンラインにより公聴会に出席することができる。

第26条第3項中「こと」を「こと（オンラインにより出席している公述人においては、オンラインによる出席ができないようにすること）」に改める。

第29条第3項中「第26条、第27条及び第28条」を「前3条」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、委員長が認めたときは、オンラインにより委員会に出席することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

口頭説明

議 会 議 案 第 3 号

新居浜市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

新居浜市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 2 1 日 提出

新居浜市議会議員	大 條 雅 久
新居浜市議会議員	藤 原 雅 彦
新居浜市議会議員	合 田 晋一郎
新居浜市議会議員	田 窪 秀 道
新居浜市議会議員	山 本 健十郎
新居浜市議会議員	篠 原 茂
新居浜市議会議員	仙 波 憲 一

新居浜市議会会議規則の一部を改正する規則

新居浜市議会会議規則（昭和 4 2 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「、参考人」を「及び参考人」に改める。

第 8 条第 2 項本文中「ときは」を「ときは、会議に宣告することにより」に改め、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、開議時刻を変更することができる。

第 1 8 条第 1 項を次のように改める。

事件を撤回し、若しくは訂正しようとするとき、又は動議を撤回しようとするときは、当該事件又は動議が、会議の議題となる前においては議長の許可を、会議の議題

となった後においては議会の許可を得なければならない。

第18条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第20条中「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第22条及び第23条第2項中「又は」を「、又は」に改める。

第28条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に、「投票を備付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第39条中「まって」を「待って」に改める。

第44条第2項中「審査」を「審査又は調査」に、「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「ときは、」を「ときは、議会の承認を得て」に改める。

第53条第4項中「又は」を「、又は」に、「若しくは」を「、若しくは」に改める。

第66条中「しがたい」を「し難い」に改める。

第67条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第70条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「しがたいとき又は」を「し難いとき、又は」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第71条第1項中「とき又は」を「とき、又は」に、「とる」を「採る」に改める。

第75条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第76条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項及び第3項中「とる」を「採る」に改める。

「第10節 公聴会、参考人」を「第10節 公聴会及び参考人」に改める。

第79条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第84条第1項中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項

第84条第2項中「速記法又は録音」を「録音その他議長が適当と認める方法」に改める。

第85条中「含む。）」を「含む。)を」に改める。

第93条第1項中「第17条第1項に規定するオンライン出席委員（以下「オンライン出席委員」という。）を含む。第131条第2項及び第132条第1項を除き、」を「第15条の2第1項に規定するオンライン（以下「オンライン」という。）により出

席する委員（以下「オンライン出席委員」という。）を含む。」に改め、同条第2項中「委員会条例第15条の2第2項に規定するオンライン出席（以下「オンライン出席」という。）」を「オンラインによる出席」に、「、オンライン出席」を「、オンラインによる出席」に改める。

第99条を次のように改める。

第99条 提出者が動議を撤回しようとするときは、当該動議が、会議の議題となる前においては委員長の許可を、会議の議題となった後においては委員会の許可を得なければならない。

第117条の見出し中「発言」を「発言等」に改め、同条第1項中「議員」を「議員（以下この条において「委員外議員」という。）」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、オンライン委員会が開催されるときは、委員外議員は、委員長の許可を得てオンラインにより出席することができる。

第118条の見出し中「発言討論」を「発言及び討論」に改め、同条第2項中「委員長がオンライン出席をした場合」を「オンライン委員会が開催される場合において、委員長がオンラインにより出席したとき」に改める。

第125条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「しがたい」を「し難い」に、「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第128条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第131条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「しがたいとき又は」を「し難いとき、又は」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第132条第1項中「とき又は」を「とき、又は」に、「とる」を「採る」に改める。

第134条の2中「し難いとき若しくは」を「し難いとき、若しくは」に、「とき又は」を「とき、又は」に、「認めるとき若しくは」を「認めるとき、若しくは」に改める。

第136条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第137条中「とる」を「採る」に改める。

第138条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

- 6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、当該請願が、会議の議題となる前においては議長の許可を、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならぬ。

第139条の見出し中「請願文書表の作成及び」を「請願書の写しの」に改め、同条第1項中「請願文書表を作成し、」を「請願書の写しを」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第140条第1項中「議長は、請願文書表の配布とともに」を「議長は」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第140条第2項を次のように改める。

- 2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第140条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第141条に次の1項を加える。

- 3 第1項の場合において、オンライン委員会が開催されるときは、紹介議員は、委員長の許可を得てオンラインにより出席することができる。

第142条第1項中「意見を付け、議会」を「議長」に改め、同条第2項中「あわせて報告し」を「付記し」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査の結果に意見を付けることができる。

第152条中「外とう、襟巻、つえ」を「コート、マフラー」に改め、同条ただし書中「により」を「により会議への出席に必要と認められる物であつて」に、「の許可を得たとき」を「にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第157条の見出し中「資料等印刷物」を「資料等」に改め、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第160条第2項ただし書中「直近の」を「次の」に改める。

第161条中「ことは」を「ことが」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

口頭説明

議 会 議 案 第 4 号

新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 2 1 日 提出

新居浜市議会議員	大 條 雅 久
新居浜市議会議員	藤 原 雅 彦
新居浜市議会議員	合 田 晋一郎
新居浜市議会議員	田 窪 秀 道
新居浜市議会議員	山 本 健十郎
新居浜市議会議員	篠 原 茂
新居浜市議会議員	仙 波 憲 一

新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例

新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 2 0 年条例
第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、甲地方（新居浜市職員の旅費に関する条例別表第 1 備考第 1 項に規定する
甲地方をいう。）における宿泊料は、1 夜につき 1 6 , 0 0 0 円とする。

第 6 条に次の 1 項を加える。

3 議長は、航空機の利用が合理的又は経済的であると認められる場合は、航空機の利用を許可することができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

口頭説明